

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○**財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省、経済産業省、告示第二号**
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）**第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第八号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。**
 平成三十一年三月二十九日

改 正

後

改 正

前

規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	(略)	特定分別基準適合物
一三、二七二	(略)	再商品化義務総量 (単位 万キログラム)

規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	(略)	特定分別基準適合物
一三、三四五	(略)	再商品化義務総量 (単位 万キログラム)

財務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 根本 匠
 農林水産大臣 吉川 貴盛
 経済産業大臣 世耕 弘成
 環境大臣 原田 義昭

規則第四條第六号に規定する分別基準適合物	七五、一四一	規則第四條第五号に規定する分別基準適合物	二九、〇〇〇	(略)	(略)	規則第四條第三号に規定する分別基準適合物	一三、四三九
規則第四條第六号に規定する分別基準適合物	七四、三四九	規則第四條第五号に規定する分別基準適合物	二九、一〇〇	(略)	(略)	規則第四條第三号に規定する分別基準適合物	一三、六五〇